

令和5年11月17日
共 産 党

非正規労働者の待遇改善のための労働法制改正を 求める意見書（案）

非正規労働者は20年間で約1.5倍に増え、2,101万人に達し、今や労働者の4割を占めている。厚生労働省の調査では非正規の賃金は正社員の7割以下にとどまり、ボーナスや各種手当の不支給などの格差が存在している。その約7割が女性であり男女間の賃金格差の要因となり、ジェンダー平等社会の実現を阻害する原因となっている。また、地方自治体においても非正規公務員は112万人を超え、その多くが低賃金であり、無期転換ルールもないため不安定雇用となっている。

雇用は、期間の定めのない直接雇用が大原則であり、有期雇用や派遣は合理的理由がある場合の臨時的・一時的業務に限定するのが国際基準である。EUでも非正規労働者は増大しているが、同時に「同一価値労働同一賃金」「均等待遇」など労働者保護を図る動きが強まっている。日本においても労働者保護の国際基準を確立し、非正規労働者の待遇を抜本的に改善することが求められている。

よって、板橋区議会は、政府に対し、非正規労働者の権利を守り、雇用主に責任を果たさせ、また、正規化を促進するものとするために、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、地方公務員法などの労働法制を、下記の事項について改正するよう強く求める。

記

- 1 非正規雇用を理由とする賃金・労働条件の差別を禁止し、正規・非正規の割合や雇用形態による、男女間での賃金格差の公示も義務づけること。

- 2 非正規公務員の待遇改善を進め、希望者が正職員になれる仕組みを整備すること。
- 3 交代制のシフトで働く労働者を守るため、使用者に「最低労働時間」「最低保障賃金」の明示を義務付けること。
- 4 ギグワーカーやフリーランスなどの労働者性を認定し、労災補償など保護を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 宛